

令和
8年度

中小企業の外国人従業員に対する 研修等支援助成金のご案内



東京都では、中小企業における外国人従業員の定着を促進するとともに、ウクライナ避難民の就労を後押しするため、外国人従業員への日本語教育等に要する経費を助成する事業を実施しています。

助成対象事業

外国人従業員（日本語能力試験概ねN2レベル以下）を対象とした、ビジネスに必要な日本語教育等で以下の内容

①

日本語教員による
日本語教育

②

日本語教材の作成
(日本語教員が
作成したものに限り)

③

ビジネスマナー講座

④

異文化理解に
係る講座

①を選択した場合、①のみで総受講時間数が、選択したプランの時間以上である必要があります。

②を選択した場合、想定学習時間数が、選択したプランの時間以上である必要があります。

③及び④の単体実施は不可。①又は②と組み合わせて実施する必要があります。

※標準プランは50時間以上、短時間プランは30時間以上となります。

※日本語学校への通学や日本語教員による社内研修など、幅広く活用いただけます。

一般コース

対象企業

対象となる在留資格をもつ者を雇用している都内中小企業等

助成額及び 助成限度額

対象事業の実施にかかる経費の1/2
(上限額 標準プラン25万円、短時間プラン15万円)

ウクライナ避難民採用企業コース

対象企業

ウクライナ避難民を雇用している都内中堅企業又は中小企業等

助成額及び 助成限度額

対象事業の実施にかかる経費の10/10
(上限額 標準プラン50万円、短時間プラン30万円)

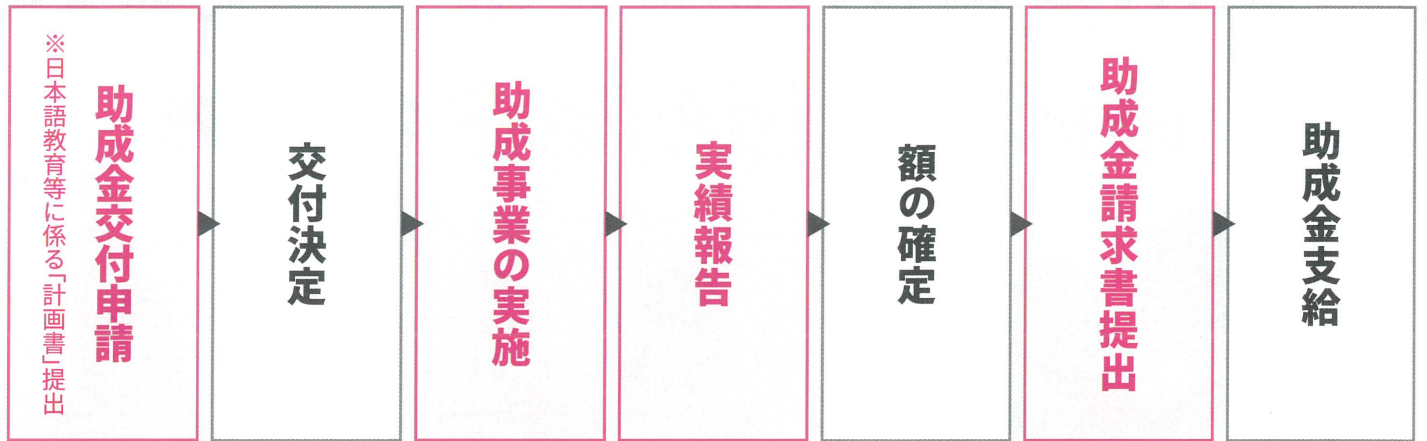
その他詳細は下記ホームページ(TOKYOはたらくネット)より募集要項をご確認ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>



申請の流れ

助成金の交付までの流れは以下のとおりです。



＝赤字赤枠の部分は申請事業者の方が行う手続きです。

募集期間

令和8年4月9日(木)から令和9年1月14日(木)まで

助成対象期間

交付決定の日から令和9年3月31日(水)まで

実績報告期限

- ① 令和9年2月28日(日)以前に支払いが終了した場合
→支払い終了後30日以内
- ② 令和9年3月1日(月)以降に支払いが終了した場合
→令和9年4月1日(木)まで

注意事項



- ① 申請は原則先着順で受け付けます。申請が予算額に達した場合は受付を終了します。
- ② 申請は1年度につき各コース1回限りです。
なお、「一般コース」と「ウクライナ避難民採用企業コース」は併給が可能です。



申請の方法等

中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金の

「募集要項」をご確認の上、郵送または電子申請(Jグランツ)にてご提出ください。

※郵送の場合、双方に記録が残るレターパック等の方法により送付してください。

なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

「募集要項」や
申請に必要な各様式は、
TOKYO はたらくネットから
ダウンロードしてください。

TOKYOはたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>



お問い合わせ・申請受付

令和8年度

「外国人社員とのコミュニケーション力向上支援事業」
(中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金)

TEL: 03-5320-4628

※受付時間: 月～金/9:00-12:00、13:00-17:00
(祝日・年末年始除く)

東京都産業労働局 雇用就業部就業推進課 人材確保推進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁第一本庁舎21階北

